

随意契約理由書

1. 契約工事名

寝屋川流域下水道 鴻池水みらいセンター 1号外污水ポンプ設備長寿命化対策工事

2. 随意契約理由

本工事は、鴻池水みらいセンターに設置されている1号、2号污水ポンプ設備の長寿命化対策を行うものです。

本設備の電動機は平成10年に供用開始後、主要部品の生産停止により交換部品の供給が困難な状態であり、故障発生時の速やかな機能回復が不可能となるため、電動機の更新を含む污水ポンプ設備の長寿命化対策工事を実施するものです。

本設備は、株式会社クボタが設計、製作したものであり、本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力、及び工事施工に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要です。

また、今回更新する電動機は既設ポンプの詳細なデータを用いて設計しなければポンプ設備としての性能を発揮することができないため、既設ポンプを含めて污水ポンプ設備一連のシステム設計、性能確認及び試運転調整が必要であり、他社では施工できないものであります。

以上のことから、本工事を施工できるのは株式会社クボタの製作した当該設備（機器）の改修工事（長寿命化対策）において唯一の施工会社であるクボタ機工株式会社以外になく、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積り省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。